

入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和元年（2019年）9月9日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 松崎 淳志

- 1 件名
超音波洗浄機 1式
- 2 納入場所
下関市上下水道局水質管理センター 理化学試験室
- 3 仕様等
別紙「仕様書」のとおり
- 4 納入期限
令和元年12月20日まで
ただし納品は令和元年10月1日以降に行うこと。
- 5 入札条件
本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（中分類）の「薬品・検査用品」に登録され、地域区分が「市内」「準市内1」「準市内2」の何れかであること。
 - (3) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始

の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

6 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書（物品購入）（様式第1号）を下関市上下水道局経営管理課にファクシミリを使用して申請すること。

（FAX 番号 0 8 3 - 2 3 1 - 3 3 3 8）

7 申請書提出期限

令和元年 9 月 9 日（月）午前 9 時から

令和元年 9 月 1 3 日（金）午後 5 時まで

8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和元年 9 月 1 7 日（火）までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

9 質問の方法

ファクシミリによること。（FAX 番号 0 8 3 - 2 3 1 - 3 3 3 8）

質問の期限は、令和元年 9 月 1 8 日（水）午後 5 時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

10 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局経営管理課

(2) 日時

令和元年 9 月 9 日（月）午前 9 時から

令和元年 9 月 1 3 日（金）午後 5 時まで

11 入札日時等

(1) 入札日時 令和元年 9 月 2 0 日（金）午前 1 0 時 0 0 分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

12 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

14 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。

15 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局経営管理課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 同等品で応札する場合は、入札日の前日までに、経営管理課において同等品の確認を受けること。
- (9) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

仕 様 書

1 件 名 超音波洗浄機 1式

2 納品場所 下関市上下水道局水質管理センター 理化学試験室
(下関市長府満珠町33番35号)

3 納 期 令和元年12月20日

4 機器構成

(1) 超音波発振器

(2) 洗浄槽

(3) 車輪付専用台

超音波発振器と洗浄槽が一体型である場合は付属の必要なし

5 仕 様

(1) 超音波発振器

- ・高周波出力が最大1000W以上であり、出力設定が可能であること。
- ・公称共振周波数が25~40kHzの範囲内であること。
- ・出力を設定値に保つために、自動調整できること。
- ・電源電圧は単相200Vで動作すること。
- ・電源は、必ずアース接地すること。
- ・電波法型式指定適合品であること。

(2) 洗浄槽

- ・ステンレス製(耐腐食性)であること。
- ・外形寸法が幅550±10mm、奥行520±10mm、高さ450±10mmであること。
- ・槽深さが300±10mmで、槽容量が80L以上であること。
- ・排水を既存の試験室床面の排水口に流すことができるように、排水設備(排水管、排水弁等)を設けること。
- ・底部が振動面に直接接触しない構造であること。

(3) 車輪付専用台(洗浄槽と超音波発振器が一体型である場合は付属の必要なし)

上部に洗浄槽、下部に超音波発振器を設置でき、車輪を備えていること。

6 付 属 品

設置用部品（排水口接続部材、排水用配管等） 1 式

7 設置及び調整

- ・ 水質管理センター職員立会いの下で行うこと。
- ・ 排水を既存の試験室床面の排水口に流すことができるように設置すること。
- ・ 調整後、機器が正常に動作することを確認すること。
- ・ 取扱方法及び操作方法について説明を行うこと。
- ・ 設置時に必要な機材は、受注者の負担とする。

8 4（1）及び（2）の参考機種（同等品可）

カイジョー（株）フェニックスプラス CA-74802VSP 型
（超音波発振器型式：74120、洗浄槽型式：74802VS）